

## 公共工事における週休2日制度の新たな評価方法について

令和8年7月以降の単価を使用して発注した工事において、完全週休2日（注1）を達成した場合は、工事評価に別表1の点数を加点するものとする。

月単位の週休2日（注2）が達成できなかった場合でも、工事評価の減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については別表1の点数を減点するものとする。

別表1

達成状況	点数
完全週休2日	1点

達成状況	点数
明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	-1点

### 注1：完全週休2日

実施期間内の全ての週において、現場の閉所日（以下「休工日」という。）を日曜日及び土曜日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

### 注2：月単位の週休2日

実施期間内の全ての月で一週間のうち日曜日及び土曜日に休工日を設定することをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で4週8休（休工日の割合が28.5%）以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休工日を設定している場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。また、休工日は、受注者との協議により、予め曜日を定めた上で一週間のうち任意の2日間とすることができるものとする。